

ボート免許の「5トン限定」区分の廃止について

平成16年8月9日
<問い合わせ先>
海事局海技資格課
(内線45316、45357)
TEL:03-5253-8111(代表)

1・2級の小型船舶操縦士免許については、これまで5トン未満の船舶に限定して乗船できる免許(5トン限定免許)を設けていた。

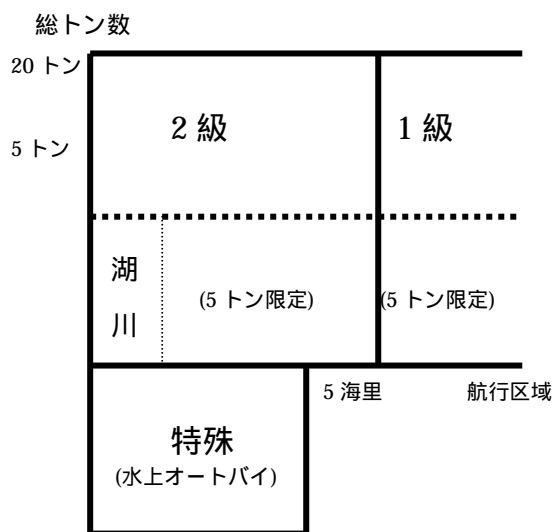
8月6日(金)、

「小型船舶操縦士免許に係る5トン限定区分のあり方に関する検討会」

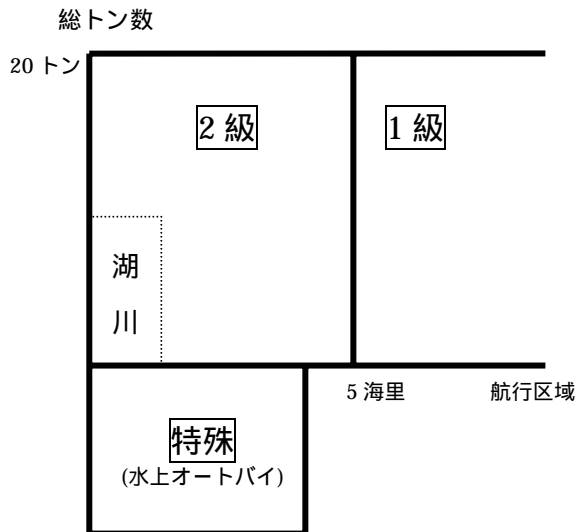
において、本年秋頃にこの限定区分を廃止する旨の報告書が出された。

今後、これを踏まえ省令改正等を行うこととする予定。

< 現行 >



< 5トン限定廃止後 >



参考

(1) これまでの経緯

総トン数20トン未満のボートに乗ることが出来るボート免許制度は、平成15年6月に現在の1級・2級・特殊(水上オートバイ専用)の免許区分となった。

1級及び2級の免許については、5トンの限定区分を設けていたが、制度の更なる簡素・合理化が必要との要望が内外から寄せられていたため、本年3月より有識者による検討会(「小型船舶操縦士免許に係る5トン限定区分のあり方に関する検討会」)を開催し、5トン限定区分の免許のあり方について検討してきたところ。

これまで2回の検討会を開催し、ユーザーに対するアンケート調査や検証実験を行い、5トン限定区分のあり方について検討してきたところ。

(2) 現在までの検討状況

8月6日、第3回の検討会を開催し、現在の5トン限定区分及び関連する事項について、以下の結論を含む報告書を取りまとめた。

- ・ 本年秋頃を目途に廃止すること
- ・ 廃止後の(無限定の)免許の実技試験は、現在の5トン限定免許に係る実技試験と同内容のもので実施すること
- ・ 現在5トン限定の付されている免許受有者は、移行のための講習等を要せず、5トン以上の船に乗ることが出来ることとすること
- ・ 乗ろうとする船舶に習熟することが重要であり、そのための講習や乗船機会の確保のための情報提供を積極的に行なっていくこと

(3) 今後のスケジュール

平成 16 年秋頃 改正省令施行
